

田子町における認定電気通信事業者の行う中継施設等の
設置に伴う農地転用の取り扱いについて

制定 令和 5年 7月10日

標記の件について、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは策動の敷地に供する場合に係る農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条の農地転用許可は要しないこととされている。

これは、認定電気通信事業者と都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）との間において農業上の土地利用との調整を十分に行うよう総合通信基盤局が認定電気通信事業者を指導監督することを前提としたものであるので、特に中継施設に係る農地転用に当たっては、下記により農業上の土地利用との調整を図るよう十分留意されたい。

なお、町において、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、農業上の土地利用に支障が生じるおそれがないと判断されるものについては、当該調整は不要である。町が定めるルール等について不明な点がある場合には、農業委員会に問い合わせること。

記

- 1 認定電気通信事業者は、中継施設の設置に係る用地取得前に、別紙に定める事業計画書により、その事業計画について農業委員会に説明を行い、中継施設の設置と土地改良事業等農業関係公共事業及び農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。
- 2 認定電気通信事業者は中継施設の設置に係る土地の取得が終了した場合は、その土地に含まれる農地及び採草放牧地について一覧表を作成し、農業委員会に報告すること。
- 3 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第16号及び第53条第14号において使用する用語は、次のとおりであること。
 - (1) 「有線電気通信のための線路」とは、「送信の場所と受信の場所との間に設置されている電線及びこれに係る中継器その他の機器（これらを支持し、又は保蔵するための工作物を含む。）」であって、具体的には電線、電柱、支線、支柱、支線柱、とう道、管路、ハンドホール、マンホール等の工作物をいう。
 - (2) 「空中線系（その支持物を含む。）」とは、「電波を放射し、又は吸収するため空中に張った導線及びこれに係る機器（その支持物を含む。）」であって、具体的には無線鉄塔等の工作物をいう。

(3)「中継施設」とは、「中継装置、送受信装置その他の装置により電気信号の増幅、切り替えを行う施設」であって、具体的には電話中継所、無線中継所等の施設をいう。

4 したがって、交換施設、事務用社屋、訓練施設、研究施設、社員住宅、厚生施設等は、3の(1)から(3)までの許可除外対象施設には含まれないので、これらの施設を設置するために農地を転用し、又は転用のため農地等の権利を取得する場合には都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。